

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

久留米市農業委員会 会長 印

当事者
<譲渡人>

住所 **久留米市〇〇町××番地△△**
氏名 **久留米 花子**

売る人、貸す人を記入
住所は住民票の住所を記入

<譲受人>

住所 **久留米市〇〇町××番地△△**
氏名 **久留米 太郎**

買う人、借りる人を記入
住所は住民票の住所を記入

下記農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権 } を { 設定(期間 年間)
移転 }
使用貸借による権利
その他使用収益権()

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当箇所内容に○を付してください。)

記

所有権の場合は移転、それ以外の場合は
設定を丸で囲み、貸借期間を記入

1 当事者の氏名等（国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。）

当事者	氏名	年齢	現住所	職業	電話番号	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	在留期間 及び在留 期間の満 了の日	認定経営 発展法人 (該当する 場合には○)
譲渡人	久留米 花子	85	久留米市〇〇町××番地△	無職	0942-00-0000				
譲受人	久留米 太郎	46	久留米市〇〇町××番地△	農業	0942-11-1111	日本			

2 許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

	土地の所在・地番		地目		面積 (㎡)	10a当 たりの普通 収穫高	利用 状況	所有者	利用者	農 用 地	そ の 他	市 街 化
	町・字	地番	登記	現況				氏名	氏名			
久留米市	〇〇町字××	1000-1	田	田	1,000	米500kg	耕作	久留米 花子	久留米 花子	○		
	〇〇町字××	1000-2	田	田	500	米500kg	耕作	久留米 花子	久留米 花子	○		
	以下余白											
	計				1,500	㎡						

利用状況(耕作、休耕等)と
おおよその収穫高を記入

貸し借りの場合は、貸借期間と
貸借料(年額)を記入。

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容（該当箇所○をすること。）

ア. 権利の内容	所有権移転(売買)	賃借権設定	使用貸借権設定	その他()
イ. 土地引渡の時期	令和 年 月 日	許可後		
ウ. 賃借期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	年間		
エ. 売買価格	500,000円	(10aあたり価格 333,333円)		
オ. 賃貸料(年額)	円			

4 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細（該当箇所○をすること）

譲受人	譲渡人	事由
ア. 経営規模拡大	ア. 経営規模縮小	ア. 経営規模拡大
イ. 贈与による	イ. 贈与による	イ. 贈与による
ウ. 耕作便利	ウ. 耕作不便	ウ. 耕作便利
エ. 交換	エ. 交換	エ. 交換
		オ. 農業者年金 カ. 新規就農 キ. 新規農地取得 ク. その他()

・売買や賃借の場合、千㎡以上は、ア(経営規模拡大/縮小)に○、千㎡未満は、ウ(耕作便利/耕作不便)に○
・贈与の場合、2親等以内の贈与は続柄(例:父から子へ)、2親等以上は「親族から親族へ」、それ以外は「第三者から第三者」へと記入

2 許可を受けようとする土地の所在等 (表面に入りきらない場合)

	土地の所在・地番		地目		面積 (㎡)	10a当たりの普通 収穫高	利用 状況	所有者	利用者	農 用 地	そ の 他	市 街 化	
	町・字	地番	登記	現況				氏名	氏名				
久留米市	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・一枚目に記入しきれない時には、ここに続きを記入 ・「以下余白」を末尾に記入 ・一枚目に記入できる場合は無記入 </div>												
計		㎡											

当事者の氏名・住所・職業 (共有の場合には、表面の申請者欄には、「譲受人〇〇外〇名」、及び「譲渡人〇〇外〇名」とし、1の申請者欄には「裏面記載のとおり」と記載して下さい。

当事者	氏名	年齢	現住所	職業	電話番号	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	在留期間 及び在留 期間の満 了の日	認定経営 発展法人 (該当する 場合には○)
譲渡人	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 共有者がいる場合には、譲受人・譲渡人それぞれ、共有者全てを記入 ※編集して欄を追加したり、別紙に添付しても可 </div>								
譲受人									

【提出部数】1部

【添付書類】

- ア. 申請土地の登記簿謄本 (全部事項証明)
(住所が異なる場合、住民票・戸籍附票等)
- イ. 法人にあつては法人登記簿謄本及び定款・構成員名簿
- ウ. 譲受人の耕作証明書 (市外居住者取得の場合)
- エ. 営農計画書 (新規就農の場合)
- オ. その他必要とする書類

【注意事項】

- ・申請土地の登記簿謄本は、原本又は照会番号付き不動産登記情報(取得した日から3か月以内)
- ・住民票・戸籍附票は原本還付可(取得した日から3か月以内)
- ・法人登記簿謄本は写し可(取得した日から3か月以内)
- ・定款は申請者により原本証明したものを添付
- ・構成員名簿(農事組合法人は組合員名簿、株式会社は株主名簿、持分会社は社員名簿)は農地所有適格法人の場合に添付
- ・営農計画書は、新規就農・新規農地取得の場合に添付

「オ. その他必要とする書類」は下記の通り

- ・(新規就農・新規農地取得の場合)新規就農者調査
- ・(未相続農地の場合)戸籍謄本・相関図・遺言書・遺産分割協議書など
- ・(貸借権設定の場合)賃貸借/使用貸借契約書
- ・(市外居住者が取得(貸借)する場合)
譲受人世帯全員の住民票、通作経路図、市外に耕作地がある場合は耕作証明書
- ・その他農業委員会が必要とする書類

30条 特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法

農地所有適格法人として、久留米市内ですべて初めて農地を取得(貸借)しようとする場合は、以下の書類をもって、事前にご相談ください。

- ・定款・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- ・構成員名簿
- ・決算書の写し(直近3か年分)

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者(以下「譲受人」)又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

※「世帯員等」とは、居住及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。

農地台帳の面積に基づき記入する必要がありますので、不明な場合は窓口でお尋ねください
(身分証明書による譲受人の本人確認、または譲受人からの委任状が必要です)

所在地		農地面積(m ²)	地目		面積
			田	畑	
所有地	自作地	5,125 (久留米市 3,000) (八女市 2,125)	3,000	2,125	※譲受人(借人)やその家族が所有する農地のうち、耕作している(遊休農地ではない)農地について記入
	貸付地	321	321		
		所在・地番	地目		面積
			登記	現況	
	非耕作地				※譲受人(借人)やその家族が所有する農地(貸している農地も含みます)のうち、耕作していない農地(遊休農地)について記入

所在地以外の土地		農地面積(m ²)	地目		面積	状況・理由
			田	畑		
所有地以外の土地	借入地	4,120 (久留米市 3,120) (広川町 1,000)	3,120	1,000	※譲受人(借人)やその家族が人から借りている農地のうち、耕作している(遊休農地ではない)農地について記入	
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積(m ²)	状況・理由
			登記	現況		
	非耕作地				※譲受人(借人)やその家族が人から借りている農地のうち、耕作していない農地(遊休農地)について記入	

(記載要領)

1. 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業(以下「耕作等」)に供されているものの面積を記載してください。また、複数市町村にまたがる場合には、「農地面積(m²)」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載してください。なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
2. 「非耕作地」には、現に耕作等に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等、耕作等に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 譲受人又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑	樹園地	採草放牧地
作付(予定)作物	水稲(麦)	野菜		
権利取得後の面積(m ²)	7,620	3,125		
うち、今回取得分	1,500			

現在耕作している農地で、作付けしている作物と、今回の申請地で作付けを予定している作物を記入

※ 二毛作を行う場合は、主な作付作物以外の作物の面積についてはカッコ書きで記入します。

(2) 大農機具又は家畜

種類 数量	田植機	耕耘機	トラクター	軽トラック	コンバイン	SS
	確保しているもの	2	1			
導入予定のもの					1	
(資金繰りについて)		〇〇から借入			自己資金	

作業受委託で使われる農機具は含まない

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者の数及び配置の状況

①譲受人が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況	農作業歴 15年、農業技術修学歴 年 その他 (その他の経験などあれば記入)
②世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在 : 2名 (農作業経験の状況: 妻10年、子2年)
	増員予定: 名 (農作業経験の状況:)
③臨時雇用労働力(年間延人数)	現在 : 名 (農作業経験の状況:)
	増員予定: 名 (農作業経験の状況:)

④ 配置の状況 (所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合のみ記載。なお、配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください。)

所有している農地が複数市町村にまたがる場合に、誰が、どこを住所・拠点として、どの市町村の農地を耕作しているのかを記入

市町村	氏名	
久留米市	久留米太郎	久留米市
八女市・広川町	久留米一三・二郎	久留米市

⑤ ①～④の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

〇km 又は 〇時間 ※市外の場合は通作経路図添付

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等 (別紙1に記載し、添付してください。)

(5) その他の考慮すべき事項

(記載要領)

「その他の考慮すべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。

<農地法第3条第2項第2号関係>

(譲受人が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙2に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容 (信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

<農地法第3条第2項第4号関係>

(譲受人が個人である場合のみ記載してください。)

4 譲受人又はその世帯員等のその行う耕作等に必要な農作業への従事状況 (「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作等に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

農作業に従事する者の氏名	性別	年齢	主たる職業	権利取得者との関係	農作業への年間従事日数	備考
久留米 太郎	男・女	45	農業	本人	250日	
久留米 一二三	男・女	45	農業	妻	250日	
久留米 次郎	男・女	19	農業	子	250日	
	男・女				日	
	男・女				日	

・本人及び家族の農作業への従事状況を記入
・原則全員で150日以上である必要があります

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作等に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作等を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝_____、裏作の作付内容＝_____）
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

譲受人又はその世帯員等の権利取得後における耕作等が、権利を設定し、又は移転しようとする農地等の周辺の農地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的の違いによる耕作等への支障等について記載してください。）

記載例

- ①取得する田の周囲は水稲作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稲の栽培をします。
- ②地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守します。
- ③地域の農地の利用調整に協力します。
- ④農薬の使用方法的等について、地域の防除基準に従います。

Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

譲受人が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Ⅰの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

「Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項」は、解除条件付貸借で申請する場合に、記入

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

地域の話し合いや活動に協力します。また、地域で行われる水路の清掃や除草作業に参加し、他の農家と協力し、農業用施設の管理に努めます。

<農地法第3条第3項第3号関係>

(譲受人が法人である場合のみ記載してください)

役員又は農林水産省で定める使用人のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する必要があります

8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作等に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作等への従事状況

氏名	役職名	その者の耕作等への従事状況		
		その法人が耕作等(労務管理や市場開拓等も含む)を行う期間	そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間	
			直近の実績	見込み
田中一郎	理事	年12か月	年11か月	年 か月
田中次郎	理事		年10か月	年 か月
			年 か月	年 か月
			年 か月	年 か月
			年 か月	年 か月

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

- その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第29号)第202条)とこれと内容を同じくするその他の権利である場合(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の事業・計画の内容」欄に記載してください。)
- 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
- 譲受人が景観整備機構である場合(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

「Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項」は、
特殊事由により申請する場合のみ記入

(2) 以下の場合は、~~Ⅰの1-2(効率要件)~~及び2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- 譲受人が法人であって、その権利を取得しようとする農地及び採草放牧地における耕作等がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験的又は農事指導のために行われると認められる場合
- 地方公共団体(都道府県を除く。)~~が、その権利を取得しようとする農地及び採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合~~
- 教育、医療又は社会福祉事業を行う者(国、地方公共団体、法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地及び採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合)が、その権利を取得しようとする農地及び採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地及び採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

農地を取得後に効率的に利用できるか判断が必要になるため、Ⅰの1-2(効率要件)については、ご記入ください。

(3) 以下の場合は、Ⅰの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地及び採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地及び採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地及び採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限り、該当していることを証する書面を添付してください。

- ・その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は、地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

□ 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地等をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

欄に記入しきれない場合は別紙でも可能

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1）

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第3条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有・ 無
②第4条（農地の転用の制限）	有・ 無
③第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有・ 無
④第42条（措置命令）	有・ 無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第15条の2（農用地区域内の	有・ 無
②第15条の3（監督処分）	有・ 無

違反がない場合は「無」に丸、
ある場合は「有」に丸をし2にその内容を記入

(3) 種苗法（平成10年法律第83号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）	有・ 無

(4) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条（使用の禁止）	有・ 無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作等に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有・ 無			

該当の有無を記入。
有の場合はその内容を右の欄に記入。

～参考～

【農地法】

第3条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。（以下略）

第4条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。（以下略）

第5条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）にするため、これらの土地について第3条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。（以下略）

第42条 市町村長は、第32条第一項各号のいずれかに該当する農地における病害虫の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下この条において「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

【農業振興地域の整備に関する法律】

第15条の2 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事（農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。（以下略）

第15条の3 都道府県知事等は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第五項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

【種苗法】

第20条 育成者権者は、品種登録を受けている品種（以下「登録品種」という。）及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有する。ただし、その育成者権について専用利用権を設定したときは、専用利用権者がこれらの品種を利用する権利を専有する範囲については、この限りでない。（以下略）

第25条 育成者権者は、その育成者権について専用利用権を設定することができる。

2 専用利用権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録品種等を利用する権利を専有する。

3 専用利用権は、品種の利用の事業とともにする場合、育成者権者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4 専用利用権者は、育成者権者の承諾を得た場合に限り、その専用利用権について質権を設定し、又は他人に通常利用権を許諾することができる。

5 第23条の規定は、専用利用権に準用する。

【農薬取締法】

第24条 何人も、次に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第3条第一項の登録を受けた者が製造若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

一 容器又は包装に第十六条の規定による表示のある農薬（第十八条第二項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）

二 特定農薬

農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙2）

<農地法第2条第3項第1号関係>

1-1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない 事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)			
権利取得後(予定)			

農地所有適格法人として申請する場合に記入

1-2 売上高

年度	農業	
	事業	
3年前(実績)		
2年前(実績)		
1年前(実績)		
申請日の属する年 (実績又は見込み)		
2年目(見込み)		
3年目(見込み)		

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	議決権の数			構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
			在留資格又は特別永住者	株主総会	種類株主総会	農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
						権利の種類	面積	直近実績	見込み	

農地所有適格法人として申請する場合に記入

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

(2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	議決権の数		
			在留資格又は特別永住者	株主総会	種類株主総会

	議決権の数		議決権の割合	
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会
(1) 農業関係者				
(2) 農業関係者以外の者				
計				

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

<農地法第2条第3項第3号及び第4号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別永 住者	役職	農業への年間従 事日数		必要な農作業へ の年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

農地所有適格法人として申請する場合に記入

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別永 住者	役職	農業への年間従 事日数		必要な農作業へ の年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

- ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
- イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
- ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
- エ 農業生産に必要な資材の製造
- オ 農作業の受託
- カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
- キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「1-1事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益

の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

- 3 「1-2売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作等及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作等に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。

- 4 「2(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

- 5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。

- 6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1)農業関係者」の「農地等の提供面積（㎡）」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

- 7 2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等並びに3の国籍等並びに4の国籍等の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください（ただし、2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。）。

国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4については、3の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。